

清須市建設工事に係る余裕期間の設定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）において、円滑な工事の施工体制の確保を図るため請負者が設定することができる余裕期間に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 請負者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、工事に係る契約の締結日（以下「契約締結日」という。）の翌日から工事の始期の前日までの期間をいう。
- (2) 発注者 工事に係る事業を主管する課の長をいう。
- (3) フレックス方式 請負者が全体工期の範囲内で工事の始期及び終期を設定することで、余裕期間を設定する方式をいう。
- (4) 全体工期 契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事の完了期限までの期間をいう。
- (5) 実工期 工事の始期から工事の終期までの期間をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定することができる工事は、余裕期間を設定しても工事の目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事であって、発注者が必要と認める工事とする。ただし、緊急性のある工事その他余裕期間を設定することが適当でないと認める工事については、この限りでない。

(余裕期間)

第4条 余裕期間の設定方式は、フレックス方式によるものとする。

- 2 余裕期間は、4月を超えない範囲内とする。ただし、工事の条件等により4月を超えて余裕期間を設定する必要がある場合であって、発注者との協議が整ったときは、この限りでない。

- 2 余裕期間における工事の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 請負者は、余裕期間においては、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等を含む。）に着手してはならない。ただし、工事の現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）にあっては、この限りでない。
- 4 余裕期間において実施する準備等は、請負者の責任において行うものとする。
- 5 請負者は、余裕期間においては、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しない。

（工事の始期及び終期）

第5条 請負者は、工事に係る契約の締結前に、全体工期の範囲内における任意の日（休日（清須市の休日を定める条例（平成17年清須市条例第2号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）を工事の始期及び終期として設定し、工期の始終期通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。

- 2 請負者は、工事に係る契約の締結後に、工事の始期又は終期について変更の必要が生じたときは、発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内において工事の始期又は終期を変更することができる。

（入札手続の取扱い）

第6条 発注者は、余裕期間を設定することができる工事を一般競争入札又は指名競争入札に付するときは、工事名の末尾に「(余裕期間)」と記載するとともに、特記仕様書に余裕期間が設定された工事である旨を明示するものとする。

（契約手続の取扱い）

第7条 余裕期間を設定することができる工事における契約に係る手続の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載するものとする。
- (2) 請負者は、清須市公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日までに現場代理人等通知書を発注者に提出するものとする。
- (3) 請負者は、受注時のコリンズ登録については、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- (4) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (5) 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の着手後速やかに

掛金収納書を発注者に提出するものとする。

(経費の積算)

第8条 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。